学生・保護者 各位

小山工業高等専門学校

令和4年度授業料等の徴収について

令和4年度の授業料等の徴収については、下記のとおりとさせていただきますので、よろ しくお願いいたします。

記

1. 授業料について

授業料は、年額で234,600円です。これを、半期ごと(前期(4月~9月)及び後期(10月~翌3月))に分けて、口座振替により徴収します。

	対象者	徴収時期		徴収額(半期分)
		前期分	後期分	
1	新1~3年生のうち、就学支	就学支援金等受	就学支援金等受	117,300 円から
	援金等の受給対象となり得る	給額が決定され	給額が決定され	支援金等の支給
	者(家計状況等から受給対象	た月の翌月	た月の翌月、ま	額を減じた額
	外となる場合も含む)		たは、10月い	
			ずれか遅い月	
2	新1~3年生のうち、就学支	5月26日	10月26日	117,300 円
	援金等の受給対象外となるこ			
	とが明らかな者(高校既卒者、			
	高専在籍月数が 36 月を超え			
	る者)			
3	新4~5年生・専攻科生	5月26日	10月26日	117,300 円
4	授業料免除申請者	授業料免除額が確定するまで徴収		117,300 円から
		を猶予する		免除額を減じた
				額
(5)	授業料徴収猶予申請者	徴収猶予期限まで徴収を猶予する		117,300 円
6	家計急変支援金申請者	家計急変支援金受給額が決定され		117,300 円から
		た月の翌月		支援金等の支給
				額を減じた額

2. 寄宿料について

入寮者については、授業料と併せて寄宿料を徴収します。

	徴収時期	徴収金額 (半期分)	
	前期分	後期分	
一人部屋	4月26日	10月26日	4,800 円
複数部屋	同上	同上	4,200 円

3. 学生会費について(本科生)

全学生で構成される学生会では、年額 6,000 円の会費を徴収しています。なお、新入生は これに加えて入会金(1,000 円)を追加した額の徴収となります。

	徴収時期	徴収金額
新入生 (入会金含む)	4月26日	7,000 円
在校生	同上	6,000 円

4. 口座振替について

口座振替日の前営業日までに、授業料、寄宿料、学生会費および口座振替手数料(68円)の合計額を、届け出た口座にご入金願います。残高が不足する場合は振替不能となり、翌月26日(休業日の場合はその次の営業日)に再度口座振替が行われます。なお、口座振替手数料については、消費増税に伴い今後変更される可能性があります。

5. 高等学校就学支援金制度等について(本科生)

新1年生から3年生のうち、在籍期間が36月に満たない学生については、就学支援金制度の受給対象となり、その年の就学支援金額が算定された後、授業料の口座振替を行います。なお、徴収する授業料額は、就学支援金算定後に改めてお知らせいたします。

高等学校就学支援金制度、学び直し支援金制度、家計急変支援金制度の詳細については、本校学生課窓口へお問い合わせください。なお、1年生から3年生のうち在籍期間が36月を超える学生については、就学支援金の支給対象とならないため、5月26日に口座振替を行います。

6. 学籍異動、保護者変更等について

学籍異動(休学・退学等)がある場合や、保護者変更等で家計状況に変更がある場合は、 速やかに学生課窓口へお申し出ください。就学支援金額の変更や受給資格の発生・喪失によ り授業料額に変更が生じ、返金や再徴収を行う場合があります。

7. 問い合わせ窓口について

・総務課財務係(授業料・寄宿料・学生会費の納入に関すること)

⇒ TEL:0285-20-2131

・学生課学生係(就学支援金制度・授業料免除・奨学金等に関すること)

⇒ TEL:0285-20-2147